

1. 権利制限の一般規定とは

- 一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるという方式の権利制限規定。米国著作権法等において導入されている。

2. 検討の経緯

- 我が国では、著作物の利用の目的に応じて個別に権利制限規定を設けているが、個別規定の整備には時間がかかることや、権利者の利益を不当に害しない利用であっても個別規定に該当しない利用は権利侵害となる可能性があることを理由として、「権利制限の一般規定」を導入すべきとの主張があり、平成20年度より政府での検討が開始された。

(1) 知的財産戦略本部における検討

- 平成20年4月に設置された「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」において検討が行われ、**権利制限の一般規定を導入することが適当とする報告書を公表（平成20年11月27日）。**

問題の所在

- 近年のデジタル技術や情報通信技術の発展を背景に、従来想定されなかったコンテンツの利用形態が出現しているが、現行の著作権法は、個別具体の事例に沿って権利制限規定を設けているため、これらの規定に該当しない行為は、たとえ権利者の利益を不当に害しないものであっても形式的には違法となってしまう。
- 技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とすべきではないか。

検討結果

- 権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当。
- ただし、導入に当たっては、
 - i) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はあまり活用されないのではないか
 - ii) 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか
 - iii) 一般規定の導入によりこれまで裁判例によって違法であるとされてきた行為が当然にすべて適法になるとの誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め権利者の負担が増加するのではないか
 - iv) 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないかという点を踏まえつつ、実際の規定振りを検討する必要がある。

- これを踏まえ、知的財産推進計画2009（平成21年6月24日知的財産戦略本部決定）では、「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、ベルヌ条約等の規定を踏まえ、規定振り等について検討を行い、**2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる。**」とされた。

2. 検討の経緯

(2) 文化審議会著作権分科会における検討

平成21年5月 法制問題小委員会での検討開始

↓ 小委員会での議論
+
↓ 関係団体（43団体）からのヒアリング

9月 法制問題小委員会（第6回）

- 論点ごとに「議論のためのたたき台」を作成するため、権利制限の一般規定ワーキングチーム（※2）を設置。

（※ワーキングチームは、大学教授、弁護士、法務省検事、裁判官など中立委員で構成）

↓ ワーキングチームで8回にわたり検討

平成22年1月 法制問題小委員会（第7回・第9期最終回）

- ワーキングチームでの検討結果を報告

同月 著作権分科会（第29回）

- 法制問題小委員会での検討経過を報告

2月 法制問題小委員会（第10期第1回）

↓ 小委員会で再度、4回にわたり検討

4月22日 法制問題小委員会（第4回）

- 「中間まとめ」取りまとめ